

# 教職課程における体育科目に関する調査報告と提言

(公社) 全国大学体育連合 2026 (令和 8) 年 2 月 24 日

2025 年 5 月、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会(以下、中教審教員養成部会)は、教職免許制度「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」についてその改廃を含めた検討を発表しました。これに対し、同年 7 月に全国大学体育連合(以下、大体連)は、66 条の 6 に示されている「体育」について、教職課程における現状の 2 単位を維持すべきであることを理事会声明として発出しました。さらに、この議論を深めるため、教職課程における体育科目の実態についてアンケート調査を実施しました。本調査への回答依頼を受け、教職課程の履修学生数を担当部署へ問い合わせいただくとともに、時間をかけて記述回答を熱い思いで寄せていただいた全国の大学体育教員の皆様に、心よりお礼申し上げます。

以下に、調査結果の概要と今後の検討に向けた提言をまとめましたのでご報告いたします。

## 【 I . アンケート調査の概要】

2025 年 11 月 10 日~12 月 5 日の期間に、大体連ホームページ並びにメールニュースにて告知し、Web アンケートへの回答を求めました。大体連では機関会員(253 校)の所属教員並びに個人会員(103 名)を中心に、約 800 名がメールニュース配信の登録をしています。

アンケート内容は、「各大学における教職課程の基礎情報(体育の教職課程の有無、履修者数、体育科目の授業形態等)」、「教職課程の学生向けに配慮していること」、「教職課程において体育が必修である意義やエビデンス」等の 12 項目で構成しました。

今回の回答は大体連の会員(機関会員と個人会員)中心ではありますが、現場の体育教員に各大学(一部学部・別キャンパス毎の回答も含む)の状況を代表して回答してもらったものとなり、合計で 134 件となりました。

2026 年 2 月 24 日より、本報告書を大体連 HP にて掲載しています。<https://2020.daitairen.or.jp>

### 報告書の構成

I . アンケート調査の概要	p.1
II . 教職課程における体育科目の実態(Q1~Q8 選択や数字による回答)	pp.2-4
III . 教職課程における体育科目に関する記述回答(Q9~Q12 自由記述回答)	pp.5-6
IV . まとめと提言	pp.7-9
V . 教職課程における体育科目に関する調査:自由記述回答一覧	pp.10-20

## 【Ⅱ. 教職課程における体育科目の実態】

### ▼Q1 取得できる教員免許の種類(保健体育/保健体育以外/両方とも/取得不可)

回答数は延べ 134 校 (1 大学で学部・学科別に複数回答いただいた事例あり) であった。内訳として、保健体育課程のみが 15.7%、保健体育以外の課程が 44.0%、両方の課程を持つ大学が 35.8%、教員免許の取得できない大学が 4.5%であった。上記の区分 1 を【体育のみ】、区分 2 を【他科のみ】、区分 3 を【両方免許】、区分 4 を【教職なし】として、以降の本文および図表で示す。

表1 回答校において取得できる教員免許の種類

	N	比率
【体育のみ】 中学校・高等学校保健体育の教員免許取得が可能	21	15.7%
【他科のみ】 中学校・高等学校保健体育以外の教員免許取得が可能	59	44.0%
【両方免許】 上記の双方とも可能	48	35.8%
【教職なし】 教員免許は取得できない	6	4.5%
計	134	

### ▼Q2 教職課程の取りまとめ部署

教職課程を取りまとめる部署は、専門のセンター・委員会・機構などの組織が構成されているケースが多く、全体で 53.1%であった。次いで、教務課等の事務方にあるケース 21.9%に対し、【他科のみ】で 28.8%とやや多かった。学部がとりまとめるケースが 14.1%であったが、【他科のみ】の場合は 5.1%と少なかった。【他科のみ】では「その他」も多く、多様な部署が教職課程を兼ねるケースがあると推測された。

表2 教職課程の取りまとめ部署

	専門のセンター (委員会・機構など)	学部	学科	教務課・事 務・支援課	その他	特になし	未回答
【体育のみ】	52.4%	14.3%	9.5%	23.8%			
【他科のみ】	49.2%	5.1%	3.4%	28.8%	10.2%	1.7%	1.7%
【両方免許】	58.3%	25.0%		12.5%	4.2%		
	53.1%	14.1%	3.1%	21.9%	6.3%	0.8%	0.8%

### ▼Q3 例年の、1年生(1学年)における教職課程履修者の人数と割合

大学ごとに対象学部数・定員などがばらばらであり、あくまで平均的なまとめとなる。1学年(1年次を想定・学年が上がるほどドロップアウトする傾向があると推測される)あたりの履修者数は平均で 100-199 人程度が 28.1%で、保健体育免許授与の有無に関わらず全体の 1/3~1/4 を占めていた。次いで 50-99 人が 18.8%、50 人未満が 16.4%、200-299 人が 10.2%であった。【体育のみ】で教職課程 200 人以上の割合が高いものの、【他科のみ】の課程で 50 人未満が 28.8%と高く、保健体育コースがあっても 50-99 人は 20%を超えており、各大学が抱える履修者は 200 人以内が多かった。

履修の割合は、全体で 5-10%未満が 21.9%、10-25%未満が 21.1%、25-50%未満が 15.6%であった。

【体育のみ】では 25-50%未満が 23.8%で、それ以上のケースも多かった。逆に、【他科のみ】では 10%未満が半数以上を占め、50%を超える大学は 2 校のみと少数であった。

表3 例年における1年次の教職課程履修者の人数(上段)と割合(下段)

人数	50人未満	50人～	100人～	200人～	300人～	400人～	500人～	不明
【体育のみ】	9.5%	23.8%	33.3%	14.3%	14.3%	4.8%		
【他科のみ】	28.8%	15.3%	30.5%	8.5%	3.4%	3.4%	5.1%	5.1%
【両方免許】	4.2%	20.8%	22.9%	8.3%	8.3%	6.3%	18.8%	10.4%
	16.4%	18.8%	28.1%	10.2%	7.0%	4.7%	9.4%	6.3%
割合(%)	5%未満	5%～	10%～	25%～	50%～	70%～	90%～	不明
【体育のみ】	4.8%	4.8%	9.5%	23.8%	19.0%	14.3%		
【他科のみ】	16.9%	33.9%	22.0%	13.6%			3.4%	10.2%
【両方免許】	4.2%	14.6%	25.0%	14.6%	8.3%		10.4%	22.9%
	10.2%	21.9%	21.1%	15.6%	6.3%	2.3%	7.0%	15.6%

▼Q4 教職課程における体育科目の担当教員(専任と非常勤の比率)

教職課程の担当者の構成は、全体平均で「専任の割合が高い」が39.1%、「全て専任」が15.6%、「同程度」が14.8%となり、非常勤講師が担当するケースよりも専任の担当者数が多いことがわかった。【体育のみ】では、「専任の割合が多い」が52.4%と特に多く、非常勤の割合も最も少なかった。【他科のみ】では、「非常勤の割合が高い」が40.7%と多いが、「専任のみ」も20.3%と多く、全体平均とやや異なっていた。

表4 教職課程における体育科目の担当教員(専任と非常勤の比率)

	同程度	専任の割合高い	非常勤の割合高い	全て専任	全て非常勤	無回答
【体育のみ】	28.6%	52.4%	9.5%	9.5%		
【他科のみ】	10.2%	27.1%	40.7%	20.3%		1.7%
【両方免許】	14.6%	47.9%	22.9%	12.5%	2.1%	
	14.8%	39.1%	28.9%	15.6%	0.8%	0.8%

▼Q5 教職課程における必修体育科目の構成タイプ(授業区分、単位数)

教職課程に必要な体育科目構成は各大学で形態、単位数、学期などの設定に細かな差があった。しかし、実技・実習系で計2単位必要のケースが37.5%、実技と講義演習の組み合わせで2単位(以上)必要が37.5%、上記のどちらでもいいケースが10.2%で全体の85%を占めた。【他科のみ】では、演習が充てられるものがやや多かった。また、4単位が必要という大学が4%あった。

表5 教職課程における必修体育科目の構成タイプ(授業区分、単位数)

	実技(実習)1単位×2、or 2単位×1	実技0.5、or 1単位+講義演習(1-2単位)	実技2単位、or 講義演習いずれか1 or 両方	演習(実技中心・実技を含む)2単位×1	講義2単位	講義と演習または演習と実習
【体育のみ】	42.9%	42.9%	4.8%			
【他科のみ】	33.9%	35.6%	11.9%	5.1%		5.1%
【両方免許】	39.6%	37.5%	10.4%		4.2%	2.1%
	37.5%	37.5%	10.2%	2.3%	1.6%	3.1%
	講義2+演習2	実技1*2+講義2	体育1単位*3と講義演習	実技通年2+半期1*2	実技9科目必修	その他・未回答
【体育のみ】			4.8%		4.8%	
【他科のみ】		3.4%		1.7%		3.4%
【両方免許】	2.1%					2.1%
	0.8%	2.3%	0.8%	0.8%	0.8%	2.3%

▼Q6 教職課程の体育科目の授業形態

体育科目の授業は、「教職課程と一般の学生が一緒に行く」が84.9%であり、「保健体育課程のみで行う」が95.2%であった。「両方のケースがある」を含めると、9割以上の大学で教職課程の体育授業は一般学生と一緒に行われていた（教職体育と教養体育/専門体育は共修であった）。教職課程のみで授業を行うケースは全体の7.9%、保健体育とそれ以外の教職課程コースがある大学で10.4%となった。

表6 教職課程の体育の授業形態

	教職と 一般一緒	教職のみ	両方の ケースあり	未回答
【体育のみ】	95.2%			4.8%
【他科のみ】	84.2%	8.8%	5.3%	1.8%
【両方免許】	81.3%	10.4%	8.3%	
	84.9%	7.9%	5.6%	1.6%

▼Q7 授業は教職課程と一般の学生が一緒に行く場合、全履修者に占める教職課程の学生の割合

授業内に教職課程の履修者が占める割合は、10-20%が23.5%、10%未満が19.6%、20-50%が17.6%となり、50%以下の割合のケースが約6割にのぼった。しかし、【体育のみ】ではその割合は20%と少なく、逆に【他科のみ】では約85%と多かった。また【両方免許】では、「把握できていない・不明」も多かった。

表7 教職課程とその他の学生が共修で行う体育の場合の教職課程の学生の割合

	10%未満	10-20%未満	20-50%	概ね50%	50-75%	概ね80%	80%以上	不明
【体育のみ】	5.0%	15.0%		20.0%	25.0%	10.0%	15.0%	10.0%
【他科のみ】	34.8%	32.6%	17.4%		2.2%	2.2%	2.2%	6.5%
【両方免許】	8.3%	16.7%	27.8%	5.6%	8.3%	8.3%	2.8%	22.2%
	19.6%	23.5%	17.6%	6.9%	8.8%	5.9%	4.9%	12.7%

▼Q8 担当教員は教職課程の学生をどのように把握しているか

担当教員が教職課程履修者をどう把握しているか、については、「予め把握している」が25.8%であり、「把握していない・できない」は60.9%であった。【体育のみ】でも66.7%が把握していなかった。これは履修割合が高いためかもしれない。把握のために授業開始後にアンケートなど、教員側が調べたり教職課程をアピールしたりするなどアクションをしているケースは5%程度であった。教職の体育科目として、予め履修者を把握する手続きが取られていたケースは1/4程度であり、これはシステム上の困難さによるものかもしれない。

表8 教職課程における必修体育科目の構成タイプ(授業区分、単位数)

	予め把握している	把握していない・できない	履修後に把握(アンケート含む)する	両方のケースがある	履修が望ましい科目の斡旋による	不明	未回答
【体育のみ】	28.6%	66.7%	4.8%				
【他科のみ】	20.3%	64.4%	5.1%	10.2%			
【両方免許】	31.3%	54.2%	2.1%	6.3%	2.1%	2.1%	2.1%
	25.8%	60.9%	3.9%	7.0%	0.8%	0.8%	0.8%

### 【Ⅲ. 教職課程における体育科目に関する記述回答】

★以下では、Q9-12 への自由記述回答の内容を整理・要約し、質問項目ごとに4区分間【体育のみ】【他科のみ】【両方免許】【教職なし】の傾向を比較した。この区分間の差異は体育の教育的価値の違いというよりも、教職課程という制度を大学がどのように内在化しているかの差を示している。

#### ▼Q9「教職課程の学生向けに配慮していること(授業内容や対応など)」有効回答数 107 件

【体育のみ】17名の回答から、教育実習や将来の授業実践を見据えた指導上の配慮がなされている一方、個々の教員対応に委ねられている側面もみられることがわかった。具体的には、①指導力育成を意識した授業(技能習得+教える力)、②教育実習を想定した指導方法の工夫、があげられた一方で、③特に配慮していない、との回答も一定数あった。

【他科のみ】50名の回答から、教職学生に特化した教育的配慮は限定的であり、制度的・事務的対応にとどまっていることがわかった。具体的には、①「特に配慮なし」「一般学生と同様」が多数であり、②履修抽選や履修調整のみの事務的配慮が中心であるとの回答であった。

【両方免許】40名の回答から、教職課程全体を視野に入れ、体育を人格形成・教員資質形成の一環として位置づける意識が比較的強くみられることがわかった。具体的には、①教育実習との日程調整、②教職志向を踏まえた内容設計、③健康・文化・社会性を重視した包括的体育観に関する意見が寄せられた。

表9「教職課程学生への配慮」に関する教職免許科目やその有無による差異

	回答件数	主な意見内容
【体育のみ】	17	指導力養成・教育実習を意識した授業展開。一方で「特に配慮なし」も散見
【他科のみ】	50	原則一般学生と同様。履修調整など事務的配慮が中心
【両方免許】	40	教育実習配慮、教職志向を踏まえた内容設計、人格形成重視、包括的体育観

#### ▼問10「仮に教職課程において体育が必修でなくなった場合、体育科目の開講・履修者数などのどのような影響があると考えられるか」有効回答数 125 件

【体育のみ】20名の回答から、体育専門課程では制度変更の影響は限定的と捉えられているが、学生動向への懸念も一部に存在することがわかった。具体的には、①「影響は少ない」とする意見が多数であり、②体育学部では履修は維持されるとの認識、がある一方で、③一部で履修者減少を懸念する意見があった。

【他科目のみ】58名の回答から、体育必修廃止は、大学や学部の制度設計次第で履修者数に一定の影響を与える可能性があることと認識されていることがわかった。具体的には、①「微減」「一部科目閉講」の可能性、②大学や学部によって影響は分かるとの意見であった。

【両方の免許】47名の回答から、必修でなくなった場合、体育科目の縮小は避けられないとの認識が共有されていることが示唆された。具体的には、①履修者数・開講数ともに減少するとの見方が多く、②体育嫌いの教職志望者が履修しなくなる懸念があげられた。

表10「体育必修廃止の影響」に関する教職免許科目やその有無による差異

	回答件数	主な意見内容
【体育のみ】	20	学部特性上、影響は限定的との認識が多数
【他科のみ】	58	微減～一部科目閉講の可能性。大学差が大きい
【両方免許】	47	履修者・開講数ともに減少との見方が支配的

▼問 11 「教職課程において体育が必修である意義やエビデンスなどについて」有効回答数 102 件

【体育のみ】16名の回答から、体育は教員として不可欠な「身体性」「集団指導力」「態度形成」を担う科目として強く位置づけられていることがわかった。具体的には、①知・徳・体のバランス、②集団統率・指導力・身体理解、③体育でしか育たない教員資質の強調、があげられた。

【他科目のみ】員 41 名の回答から、体育は専門かどうかに関わらず、すべての教員に必要な基礎的資質を育成する科目として評価されていることがわかった。具体的には、①健康教育・生活基盤としての体育、②リーダーシップやコミュニケーション能力の育成、③初年次教育としての意義、があげられた。

【両方免許】39名の回答から、体育は教職課程にとどまらず、大学教育の根幹を支える人間形成科目として捉えられていることがわかった。具体的には、①大学教育全体における体育必修論、②建学の理念と結びつけた意義づけ、③教師力（統率・協調・挑戦）の涵養、があげられた。同時に、体育必修とする妥当性を大学や学部の特性和教職課程全体の構成から再検討するべきとの見解も示された。

教職免許を授与しない【教職なし】6名の回答から、体育の意義は認めつつも、内容・形態の再設計を求める意見が寄せられた。具体的には、①健康理解の重要性、②従来型の体育授業への批判、③フィットネス教育の転換の提案、があげられた。

表11 「体育必修の意義やエビデンス」に関する教職免許科目やその有無による差異

	回答件数	主な意見内容
【体育のみ】	16	知・徳・体の統合、集団統率・指導力育成
【他科のみ】	41	健康教育、リーダーシップ、初年次教育効果
【両方免許】	39	人間形成・大学教育の基盤としての体育
【教職なし】	6	体育の意義は認めつつ内容改革を提案

▼問 12 「中教審教員養成部会から『教職員免許法施行規則 66 の 6 (日本国憲法や体育などの4科目を必修とする)の見直し』が提示されたことに関して、貴大学で何らかの対応や議論が行われているか。また、この問題に関する意見があれば」有効回答数 108 件

この問いについては全群で共通した傾向がみられ、現時点 (2025 年 11-12 月) では多くの大学で組織的対応は進んでいないが、必修体育の教育的価値に対する認識は強く、今後の制度設計に向けた議論の必要性が共有されていることがわかった。具体的には、①大学としての議論や対応はまだ行われていないのとの回答が多数である一方で、②個人レベルでの問題意識は高く、③体育必修維持を支持する意見が主流であった。

Q9~12 への回答内容に基づいて、教職免許科目に基づく 4 つの区分ごとの特徴を表 12 に整理した。P.5 冒頭に続き繰り返すが、この区分間の差異は体育の教育的価値の違いというよりも、教職課程という制度を各大学がどのように内在化しているかの差を示している。各大学や各教科による機能・役割に着目した多様な方向性の検討が望まれる。

表12 大学で授与する教職免許種の差異ごとの特徴 (Q9~12の要約)

	要約的特徴	主たる傾向	体育観の違い (体育は～)	必修廃止への 危機意識	制度/理念
【体育のみ】	体育必修性を自明視	影響は限定的/不可欠	教える力を育てる専門科目	低い	専門職養成型
【他科のみ】	体育の意義を積極的に言語化	他教科との関連で価値を説明	制度上存在する一般教養科目	中程度	制度依存型
【両方免許】	体育必修性に対する相対化*	体育必修の価値認めつつ再検討	教員資質形成の基盤科目	高い	理念重視型
【教職なし】	実務・運用視点が強い	大学事情により判断	再設計が必要な教育領域	構造批判型	改革志向型

\* 「体育必修性に対する相対化」とは、体育科目の教育的価値そのものを否定するものではなく、必修とする制度的妥当性を大学・学部の特性和教職課程全体の構成から多面的に捉えようとする姿勢を指す。

## 【Ⅳ. まとめと提言】

文部科学省は、教職課程のスリム化や柔軟化、大学の自主性・多様性の尊重といった観点から、教職免許制度「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」の見直しを進めている。こうした方向性自体は、教職課程を取り巻く現状を踏まえた合理的なものであり、一定の理解が得られるものである。この動きを受けて大体連理事会は 2025 年 7 月、その見直しに関する声明文を HP で公表し、体育科目の位置づけを現状(体育 2 単位)どおり維持する方向で慎重な審議・検討がなされることを要望している。

今回の調査では、大学教職課程における必修体育の現状および位置づけについて、134 校からの回答を整理した。まず、教職課程における体育必修の制度見直しについては、教職免許科目に基づく 4 ついずれの区分においても組織的な議論が十分に行われていない現状が示された。そのため以下で述べる教職課程における体育科目に対する認識は、各大学組織としてではなく教員個人としての回答であること、そして今回の調査は他教科ではなく体育教員自身による回答であることを前提に、整理した結果を見つめる必要がある。

調査後半の項目、すなわち大学教職課程における必修体育の位置づけをめぐる自由記述回答から、体育科目が運動技能習得の場であることにとどまらず、将来の教員として求められる実践的指導力や身体性の理解を涵養する科目として認識されている実態が明らかとなった。特に、体育以外の科目の教員免許を授与する大学の教員が、体育必修を教員養成全体の基盤科目として捉えている点は重要である。体育科目は保健体育教員養成に限定された価値を有するのではなく、他教科の教員養成を含む教職課程全体において、教員としての基盤的資質・能力形成に関わる科目として機能している可能性を、本調査結果は示唆するものである。教職課程における必修体育は、将来いかなる教科を担当する教員に対しても、身体を持つ学習者としての自己認識を形成する機会を提供している。この経験は、児童生徒の身体的特性、疲労や緊張、不安といった情動的側面への理解を促し、教室経営や学習指導における配慮行動の基盤となる可能性を有する。

そのような身体性をともなう経験(体験)学習を通じて、協働性、集団統率力、安全管理能力といった教員に不可欠な資質を育成する教育機会を、大学体育は提供してきた。これに対して、協働性や判断力といった資質は体育以外の科目や教育実習等でも育成可能であるとの指摘があるかもしれない。しかし、体育の特徴は、身体活動を通じてこれらの資質が同時並行的かつ即時的に要求される点にある(図 1)。身体的制約や安全配慮を伴う状況下での判断や他者調整は、講義科目や模擬的活動では再現が難しく、「体育実技」という教育場面ならではの学習経験・体験であるといえる。

以上のような教員としての基盤的な資質・能力形成の獲得の「機会を生徒に」提供するためには、制度的枠組みが必要である(図 1)。すなわち、体育必修の本質的な意義は教育内容よりもむしろ、身体を通じた教育経験を全学生に対して保障する「制度的枠組み」にこそある。したがって、体育必修科目の見直しを検討する際には、科目内容の改善に加え、必修制度が教員養成の質保証に果たしてきた構造的役割を踏まえた議論が求められる(図 1)。また、今回の調査から、教職課程における体育科目の位置づけは授与する教職免許の科目属性によって異なることも明らかとなった(表 9～表 12)。このことは、教職課程における一律の制度変更ではなく、各大学や各教科による機能・役割に着目した多様な方向性の検討の必要性を示唆している(図 1、表 13)。

他に注目したいことは、教職課程における体育必修を自明のものと捉える意見に加え、必修とする妥当性を再検討すべきとする、いわば「体育必修性に対する相対化」の視点も確認されたことである(表 12、表 13)。ただし、この相対化は体育科目の教育的価値を否定するものではなく、むしろその意義を教職課程全体の中でどのように位置づけるべきかを問い直す姿勢として理解されるべきである。

以上、本報告書の内容を踏まえ、今後の教職免許制度および教職課程の在り方を検討する上で、最後に 3 つの提言を示す。図 1 に示す「教職課程における体育必修科目の構造的役割モデル」も念頭におきながら、教職課程における体育の位置づけを今後も検討していくことが望まれる。

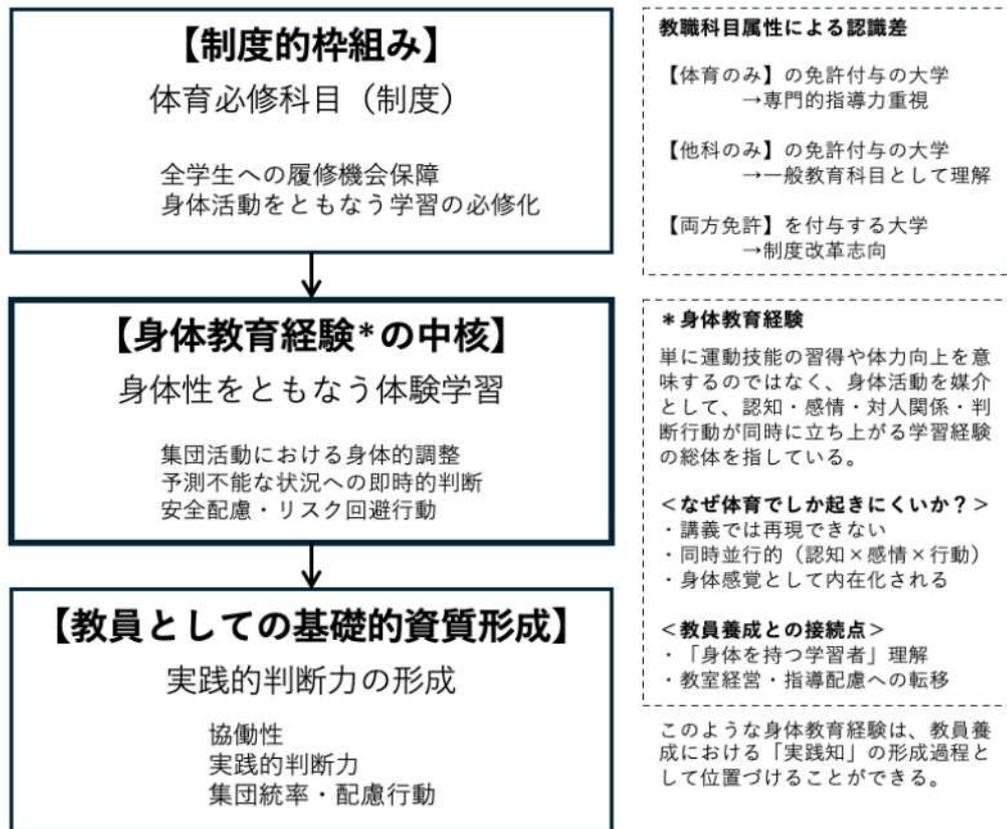


図1 教職課程における体育必修科目の構造的役割モデル

体育必修科目は、身体性をともなう体験学習を全学生に制度的に保障する枠組みとして機能し、教員としての基礎的資質形成に寄与している。

表13 教職課程見直しに関する文科省の方向性と本調査結果との対応

文科省文書に示される 主な方向性	文科省の趣旨・背景	自由記述から得られた知見	本報告書としての位置づけ
教職課程のスリム化・ 負担軽減	教職課程の過密化、 履修負担の軽減	体育必修については、負担軽減の必要性を認めつつも、教育的意義を指摘する意見が多数	単位数削減のみを基準とせず、教育的機能を踏まえた検討が必要
大学の自主性・多様性の尊重	大学ごとの特色ある 教員養成	群別分析により、大学・免許構成による意見の違いが明確化	一律の制度変更ではなく、機能・役割に着目した議論が重要
一律必修規定の見直し	柔軟な履修設計の実現	「必修性に対する相対化」は確認されたが、価値否定ではない	相対化は廃止論ではなく、再定義の契機と捉える必要
教員としての資質・能力の明確化	何をもち「教員に必要な力」とするか	体育を通じた身体性・実践性・指導力の涵養を重視する意見	体育の役割を資質能力論の中で再位置づけする必要
制度の不断の見直し	社会変化への対応	多くの大学で現時点では議論が途上	本調査は今後の制度設計に向けた基礎資料

## 教職課程における体育科目の位置づけを検討するための提言

### 【提言 1】 体育科目の教育的機能に着目した制度検討の必要性

教職課程における体育科目については、単位数の削減や必修・選択の区分といった形式的側面のみならず、体育教員の専門的立場から指摘されている教育的機能や役割を踏まえた検討が求められる。

### 【提言 2】 一律的な制度変更ではなく、多様な教職課程の実態を踏まえた議論の推進

体育以外の教職免許を主とする大学においても体育科目の意義が指摘されていることを踏まえ、一律の制度変更ではなく、大学・学部・免許構成の多様性を考慮した柔軟な議論が必要である。

### 【提言 3】 体育科目の位置づけに関する論点整理の継続

必修性に対する相対化の視点が確認されたことを踏まえ、体育科目の縮減や廃止を前提とするのではなく、体育科目が教職課程において担っている教育的機能を整理し、その位置づけを継続的に検討することが望まれる。

最後になりますが、本調査への回答依頼を受け、教職課程の履修学生数を担当部署へ問い合わせただくとともに、時間をかけて記述回答を熱い思いで寄せていただいた全国の大学体育教員の皆様に、心よりお礼申し上げます。

以 上

★続くページでは、Q9～12 に対する 134 名からの自由記述回答のすべてを掲載しています。